

高第156号
令和5年5月8日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等
に関する臨時的な取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせし
ます。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		